

10月診療分
から開始

子ども医療費（通院分）の 助成範囲を拡大します



現在の助成対象

	中学校卒業まで (0～15歳)	高校生世代 (16～18歳※1)
入院	無料	無料
通院	無料	3割負担

※1 令和4年度は平成16年4月2日～19年4月1日生まれのかたが対象

10月診療分からの助成対象

	高校生世代まで (0～18歳)
入院	無料
通院	無料

※2 高校生世代の通院 **3割負担→無料**へ

拡大※2

+ 高校生世代のかた



助成内容

入通院にかかった医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成（健康保険から高額療養費や付加金などの医療給付がある場合はその額を除く）

手続きの流れ

対象者となるかたには、新たに「子ども医療費受給者証」を交付します。
①8月上旬までに「交付申請書」を送付
②必要事項を記入した申請書、子どもの健康保険証の写しを保険医療課へ返送
③9月末までに受給者証（有効期間は令和4年10月1日～18歳到達年度末）を郵送
※対象となるかたで「交付申請書」が届かない場合は、ご連絡ください

その他

- 母子・父子家庭または障害者医療費受給者証をお持ちのかたは、現在の受給者証を使用してください
- 生活保護を受けているかた、児童福祉施設などに入所しているかたは対象となりません
- 県外の医療機関で受診した場合は、一旦医療機関窓口で自己負担分を支払い、後日、保険医療課で払い戻しの手続きを行ってください

+ 中学3年生までのかた



有効期間が18歳到達年度末までの受給者証を順次郵送します（手続き不要）。
それまではお持ちの受給者証をお使いください。

※お持ちの受給者証の有効期間が6歳到達年度末までのかたは、そのままお使いください

申請・問い合わせ先 / 市役所保険医療課福祉医療係 ☎76-8152

65歳以上のかたへ

発送日
8月1日(月)

介護保険料の納入通知書を発送

普通徴収（納付書・口座振替など）のかたは、納期限までに納めてください。10月から特別徴収（年金からの天引き）に切り替わるかたは、第2期まで普通徴収となります。前年度から引き続き特別徴収となるかたには、介護保険料（特別徴収）額決定通知書を発送します。所得段階別保険料額や算定方法など詳細は、納入通知書をご覧ください。

問い合わせ先 / 市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144